

CCNEオンライントーク

原子力基本法改正案の批判的解説

2023年3月23日

原子力市民委員会座長

大島堅一

GX推進法とGX脱炭素電源法

- GX推進法

- GXの基本枠組みを定め、要となる法律。（基本法的役割）

- GX脱炭素電源法 = 複数の法律を一括して束ねたもの

→ 個別に審議すべきもの。

- 電気事業法改正
 - 原子炉等規制法改正
- 】 運転期間問題
(延長 + 規制委員会から経産省へ移管)

- 再処理等拠出金法改正

- 再エネ特措法改正

- 原子力基本法改正 温暖化対策として位置づけ。
原子力開発推進、国家による原子力産業保護を規定。

原子力基本法改正案の構成

1. 目的（第一条）
2. 基本方針（第二条）
3. 国の責務（第二条の二）
4. 国の講じる基本的施策（第二条の三）

次ページ以降は、変更・新設された項目について述べる。

1. 目的

現行

(目的)

第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

改正案

(目的)

第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、並びに学術の進歩、産業の振興及び地球温暖化の防止を図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

- 温暖化防止が目的に追加された。
 - 温暖化対策の名目で開発・利用がされることになる。
 - “脱炭素電源”としての原子力の位置づけにつながる。

2. 基本方針：福島原発事故の反省と教訓を追加

エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者が安全神話に陥り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立つて、これを行うものとする。（一部省略）

- 今回の改正で、唯一付け加えてよい部分。
- ただし不十分。国会事故調査会で指摘された原発事故の原因＝「規制の虜」に関する文言が必要である。

3. 国の責務(新設)

• 第二条の二

国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、

原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用することによる

電気の安定供給の確保

我が国における脱炭素社会の実現 に向けた

発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進 及び

エネルギーの供給に係る自律性の向上 に資することができる
よう、

必要な措置を講じる責務を有する。

原子力利用促進政策を講じることを国の責務としている

選択肢であることが前提となる

電源の一つである原子力と電気一般の安定供給を単純に結びつけている

“脱炭素電源”の位置付け

原子力は“自律性の向上”に役立つ??

3. 国の責務(新設)

• 第二条の二 2

国は、原子力施設の安全性の向上に不断に取り組むこと等によりその**安全性を確保することを前提**として、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつつ、原子力施設が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する**信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組及び地域振興**その他の原子力施設が立地する**地域の課題の解決に向けた取組**を推進する責務を有する。(一部省略)

- 安全確保を「前提」としている。だが、その「前提」についての具体的内容が規定されていない。
- 国民を「理解」するものと規定。国民参加の規定がない。
- 原子力に対する「理解」を得るために、国が取組・地域振興策を講じるとしている。本末転倒である。
- 「地域の課題の解決」と原子力を結びつけるべきではない。地方自治体の苦境につけ込むべきではない。
- また、そもそも特定企業のために国が施策を講じるべきではない。(=他の電気事業者との間で著しい違い)

3. 基本施策（新設）の概要

- 具体的政策を法定化（法律で正当化）してしまい、再処理計画や再稼働等の見直しを不可能にする。
 - 個別の政策は、当然ながら見直し、廃止、撤退を含めて検討するべきである。
 - 原子力技術も、他の産業技術と同様、社会の中で「生成・発展・衰退・消滅」する。開発・推進のみが規定されているのはいびつとしか言いようがない。

国の講じる施策（新設、二条の三の一～五）

- ① 人材育成、原子力技術の維持・開発のための産業基盤維持
- ② 研究開発のための連携強化：事業者、JAEA、その他関係者の総合連携、国際連携強化、研究・開発促進、成果の実用化
- ③ 電気事業の抜本的改革が実施されても原子力に投資、事業ができるよう国家が保護
- ④ 再処理推進
- ⑤ 廃炉（廃止措置）を進めるために自治体と調整その他の施策を実施
- ⑥ 最終処分にむけた自治体への働きかけ、研究開発促進、NUMO・原子力事業者との連携強化

- 原子力産業を特別扱いし、国の資金、政策資源を原子力に投じることを規定している。
- 原子力産業は一産業にすぎない。本来、事業者自らが自らの資金を投じて行うべきものである。

①人材育成、原子力技術の維持・開発のための産業基盤維持

一 原子力発電に係る高度な技術の維持及び開発を促進し、これらを行う人材の育成及び確保を図り、並びに当該技術の維持及び開発のために必要な産業基盤を維持し、及び強化するための施策

- 原子力産業は衰退が進んでいる。（人材不足、主要メーカーの撤退）
- 衰退産業である原子力産業維持のための施策を国が講じるべきではない。
- これまでも国が多額の費用を投じてきたが、見るべき成果は得られなかった。今後、これをさらに強化してよいのか。

②研究開発のための連携強化

原子力に関する研究及び開発に取り組む事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構その他の関係者の相互の連携並びに当該研究及び開発に関する国際的な連携を強化するための施策その他の当該研究及び開発の推進並びにこれらの成果の円滑な実用化を図るための施策

- 実用化できない/難しい技術があることを無視し、開発推進が前提となっている（開発一辺倒体制の強化）。
- 実用化は、本来、原子力事業者が自ら行うべきである。

④再処理、廃炉（廃止）、最終処分のための施策

四 再処理等、使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加その他の対策及び廃止措置の円滑かつ着実な実施を図るための関係地方公共団体との調整その他の必要な施策（一部略）

五 最終処分に関する国民の理解を促進するための施策、地方公共団体その他の関係者に対する主体的な働き掛け、最終処分に理解と関心を有する地方公共団体その他の関係者に対する支援、研究開発の推進を図るための国際的な連携並びに原子力発電環境整備機構及び原子力事業者との連携の強化その他の最終処分の円滑かつ着実な実施を図るために必要な施策（一部略）

④再処理、廃炉（廃止）、最終処分のための施策

- これらの施策には個別法がある。原子力基本法にそぐわない。
- 廃炉には、これまでも資金的手当がされ、広く国民負担にされてきた。さらに国民負担を増加させる可能性が高い。
- 特定放射性廃棄物（高レベル放射性廃棄物）に関する自治体の説得は、これまで国民の目に見えないところで行われてきた。これを正当化するものである。
- 核燃料サイクルの破綻を放置しながら、核燃料サイクルを前提として地方自治体に働きかけ、地域を分断するべきではない。

まとめ

- 原子力基本法改正案が成立すれば、原子力基本法は、原子力開発推進法に変貌する。
- 具体的には以下のようなようになるであろう。
 - 1) 衰退する原子力発電に関する国民負担が増加する。
 - 2) 原子力事業者・産業が法律上特別視され、優遇され、他の事業者との間の不公平が拡大する。
 - 3) 原子力に関する諸問題（安全性軽視、核燃料サイクルの破綻放置、立地地域の分断）が深刻化し、解決困難になる。